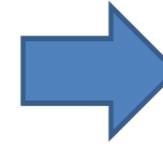


# 議案第225号 川崎市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

**【第2次地方分権一括法による下水道法の一部改正】**

- 公共下水道の構造は、政令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める技術上の基準に適合するものでなければならない。
- 終末処理場の維持管理は、政令で定めるところを参酌して条例で定めるところによる。



**【本市の対応方針】**

これまでの本市の公共下水道の構造等については、政令で定める基準に従い、その機能を十分に確保していることから、引き続き政令で定める基準を維持することとする。

川崎市下水道条例(改正案)の主要箇所

目次

- 第1章
- 第1章の2 公共下水道の構造等(第3条の2～第3条の7)
- 第2章
- 第3章 公共下水道の使用(第8条～第16条)
- 第4章
- 第5章 削除
- 第6章
- 第7章
- 第8章
- 附則

第1章の2 公共下水道の構造等

(公共下水道の構造)

第3条の2 法第7条第2項に規定する公共下水道の構造は、次条から第3条の6までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造)

第3条の3 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第3条の5において同じ。)に共通する構造は、次のとおりとする。

- (1) 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- (3) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして管理者が定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- (4) 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- (5) 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

考え方

- 第1章の2 公共下水道の構造等を追加
- 第3章 「公共下水道」を「公共下水道の使用」に名称変更
- 第5章 都市下水路を削除

政令における(公共下水道の構造の基準)をそのまま規定

政令における(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)をそのまま規定

下水道法施行令

(公共下水道又は流域下水道の構造の基準)

第五条の七 法第七条第二項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める公共下水道又は流域下水道の構造の基準は、次条から第五条の十一までに定めるところによる。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)

- 第五条の八 排水施設及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条の十において同じ。)に共通する構造の基準は、次のとおりとする。
- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
  - 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
  - 三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
  - 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
  - 五 地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓(とう)継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

川崎市下水道条例(改正案)の主要箇所

考え方

下水道法施行令

(排水施設の構造)

- 第3条の4 排水施設の構造は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。
- (1) 排水管の内径及び排水渠(きよ)の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
  - (2) 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
  - (3) 暗渠(きよ)その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
  - (4) 暗渠(きよ)である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠(きよ)の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
  - (5) ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。

(処理施設の構造)

- 第3条の5 第3条の3に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第2号において同じ。)の構造は、次のとおりとする。
- (1) 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
  - (2) 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

- 第3条の6 前3条の規定は、次に掲げる公共下水道については、適用しない。
- (1) 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道
  - (2) 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道

政令における(排水施設の構造の基準)をそのまま規定

ただし、雨水流域下水道については本市に存在しないため、第六号は規定しない。

政令における(処理施設の構造の基準)をそのまま規定

政令における(適用除外)をそのまま規定

(排水施設の構造の基準)

- 第五条の九 排水施設の構造の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。
- 一 排水管の内径及び排水渠(きよ)の断面積は、国土交通大臣が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
  - 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
  - 三 暗渠(きよ)その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
  - 四 暗渠(きよ)である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠(きよ)の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
  - 五 ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋)を設けること。
  - 六 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(処理施設の構造の基準)

- 第五条の十 第五条の八に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。第二号において同じ。)の構造の基準は、次のとおりとする。
- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
  - 二 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

- 第五条の十一 第五条の六の規定は、前三条の規定の適用について準用する。
- 第五条の六 前二条の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。
- 一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道
  - 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

川崎市下水道条例(改正案)の主要箇所

(終末処理場の維持管理)

第3条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次により行うものとする。

- (1) 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- (2) 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- (3) 急速濾(ろ)過法による場合は、濾(ろ)床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾(ろ)材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- (4) 前3号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- (5) 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- (6) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

第3章 公共下水道の使用

第5章 削除

第19条及び第20条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する公共下水道であつて、改正後の条例第3条の3から第3条の5までの規定に適合しないものについては、これらの規定(その適合しない部分に限る。)は、適用しない。ただし、この条例の施行後に改築(災害復旧として行われるもの及び公共下水道に関する工事以外の工事により必要を生じたものを除く。)の工事に着手したものの当該工事に係る区域又は区間については、この限りでない。

考え方

政令における(終末処理場の維持管理)をそのまま規定

第3章「公共下水道」を「公共下水道の使用」に名称変更(第1章の2と名称が類似しているため)

第5章 都市下水路を削除(都市下水路の構造及び維持管理に関して、政令を参酌して条例で定めるとされたが、本市においては、かつて存在していた全ての都市下水路を、現在までに公共下水道に変更しており現存しないこと、また、今後も整備の予定がないことから、関連規定を削除)

下水道法施行令

(終末処理場の維持管理)

第十三条 法第二十一条第二項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところを参酌して条例で定めるところにより行うものとする。

- 一 活性汚泥を使用する処理方法による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- 二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 急速濾(ろ)過法による場合は、濾(ろ)床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾(ろ)材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- 四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 五 臭気発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう国土交通大臣及び環境大臣が定める措置を講ずること。

(都市下水路の構造の基準)

第十七条の十 第五条の八、第五条の九(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の十一の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造の基準について準用する。

(都市下水路の維持管理の基準)

第十八条 法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- 一 しゅんせつは、一年に一回以上行うこと。ただし、下水の排除に支障がない部分については、この限りでない。
- 二 洗浄ゲートその他の洗浄のための施設があるときは、洗浄は、一月に一回以上行うこと。